

現 行	改 正 後
<p>Ⅲ-1-3-2 (1) i</p> <p style="text-align: right;">○ ○ 第 号 ○○ 年 月 日</p> <p>株式会社○○銀行 代表取締役頭取 ○○○○ 殿</p> <p style="text-align: right;">○○財務局長 ○○○○</p> <p style="text-align: center;">検査結果の通知事項に対する改善状況等の報告について</p> <p>○○ 年 月 日を検査実施日として、貴行を検査した結果を○ ○ 年 月 日付○○第 号で通知したところであるが、通知した 事項に係る事実認識、発生原因分析、改善・対応策（注）について、銀行法第 24条第1項（及び預金保険法第136条第1項）の規定に基づき報告を求め るので、○○年 月 日（ ）までに報告されたい。</p> <p>ただし、通知した事項のうち、「○. 法令遵守態勢」については、その事実認 識、発生原因分析、改善・対応策を○○ 年 月 日（ ）まで報告さ れたい。</p> <p>（新設）</p>	<p>Ⅲ-1-3-2 (1) i</p> <p style="text-align: right;">○ ○ 第 号 ○○ 年 月 日</p> <p>株式会社○○銀行 代表取締役頭取 ○○○○ 殿</p> <p style="text-align: right;">○○財務局長 ○○○○</p> <p style="text-align: center;">検査結果の通知事項に対する改善状況等の報告について</p> <p>○○ 年 月 日を検査実施日として、貴行を検査した結果を○ ○ 年 月 日付○○第 号で通知したところであるが、通知した 事項に係る事実認識、発生原因分析、改善・対応策（注）について、銀行法第 24条第1項（及び預金保険法第136条第1項）の規定に基づき報告を求め るので、○○年 月 日（ ）までに報告されたい。</p> <p>ただし、通知した事項のうち、「○. 法令遵守態勢」については、その事実認 識、発生原因分析、改善・対応策を○○ 年 月 日（ ）まで報告さ れたい。</p> <p>なお、この処分について不服があるときには、この処分があったことを知っ た日の翌日から起算して60日以内に金融庁長官に対して行政不服審査法（昭 和37年法律第160号）に基づく審査請求をすることができる。</p>

現 行	改 正 後
<p>(リスク管理態勢に関する指摘がある場合には、注書きを追加すること。)</p> <p>(注) リスク管理態勢に係る改善・対応策については、リスクを正確に認識するための方策に加え、そのリスクを適正に制御するための方策を含む。</p>	<p><u>また、この処分について訴訟により取消しを求めるときには、この処分があったことを知った日から6ヶ月以内に国を被告として行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）に基づく処分の取消しの訴えを提起することができる。</u></p> <p>(リスク管理態勢に関する指摘がある場合には、注書きを追加すること。)</p> <p>(注) リスク管理態勢に係る改善・対応策については、リスクを正確に認識するための方策に加え、そのリスクを適正に制御するための方策を含む。</p>

現 行	改 正 後
<p>Ⅲ－１－３－２（１）ii</p> <p style="text-align: right;">○ ○ 第 号 ○○ 年 月 日</p> <p>株式会社○○銀行 代表取締役頭取 ○○○○ 殿</p> <p style="text-align: right;">○○財務局長 ○○○○</p> <p style="text-align: center;">預金口座名寄せのためのデータ整備状況等に係る検査 結果の通知事項に対する改善状況等の報告について</p> <p>預金保険機構が○○ 年 月 日を検査実施日として、預金口座名寄せのためのデータ整備状況等に関し貴行を検査した結果を○○ 年 月 日付○○第 号で通知したところであるが、通知した事項に係る事実認識、発生原因分析、改善・対応策（注）について、銀行法第24条第1項（及び預金保険法第136条第1項）の規定に基づき報告を求め、○○ 年 月 日（ ）までに報告されたい。 （新設）</p>	<p>Ⅲ－１－３－２（１）ii</p> <p style="text-align: right;">○ ○ 第 号 ○○ 年 月 日</p> <p>株式会社○○銀行 代表取締役頭取 ○○○○ 殿</p> <p style="text-align: right;">○○財務局長 ○○○○</p> <p style="text-align: center;">預金口座名寄せのためのデータ整備状況等に係る検査 結果の通知事項に対する改善状況等の報告について</p> <p>預金保険機構が○○ 年 月 日を検査実施日として、預金口座名寄せのためのデータ整備状況等に関し貴行を検査した結果を○○ 年 月 日付○○第 号で通知したところであるが、通知した事項に係る事実認識、発生原因分析、改善・対応策（注）について、銀行法第24条第1項（及び預金保険法第136条第1項）の規定に基づき報告を求め、○○ 年 月 日（ ）までに報告されたい。 <u>なお、この処分について不服があるときには、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に金融庁長官に対して行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づく審査請求をすることができる。</u> <u>また、この処分について訴訟により取消しを求めるときには、この処分があ</u></p>

現 行	改 正 後
<p>※預金保険料の適正性に関する検査について改善を求める場合は、「預金保険口座名寄せのためのデータ整備状況等」を「預金保険料の適正性」と読み替える。</p>	<p><u>ったことを知った日から6ヶ月以内に国を被告として行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）に基づく処分の取消しの訴えを提起することができる。</u></p> <p>※預金保険料の適正性に関する検査について改善を求める場合は、「預金保険口座名寄せのためのデータ整備状況等」を「預金保険料の適正性」と読み替える。</p>